

2023 年 6 月 20 日

報道関係者各位

日本証券業協会

「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」報告書の公表等について

本協会では、2022 年度の「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集に対して寄せられた提案を踏まえ、「情報漏えいに対する外務員等の処分の厳格化」及び「外務員等の処分の公表」について「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」において検討を行い、本日、同ワーキング・グループの報告書を公表するとともに、自主規制規則の改正案についてパブリックコメントの募集を開始いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」報告書

2022 年度の「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集に対して寄せられた提案を踏まえ、「情報漏えいに対する外務員等の処分の厳格化」及び「外務員等の処分の公表」について検討を行い、自主規制規則等の見直しに係る提言をとりまとめました。

<https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/houkokusyo/>

2. 「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正について（案）

募集期間： 2023 年 6 月 20 日（火）から 2023 年 7 月 20 日（木）17:00 まで

所 管： 自主規制企画分科会

内 容： 「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」報告書の提言に基づき、本協会が外務員の登録取消処分及び不都合行為者の取扱いの決定を行った事案を公表するため、「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正を行うこととする。

資料掲載 URL： <https://www.jsda.or.jp/about/public/bosyu/index.html>

3. 「顧客に関する情報のより一層の保護に向けた「協会の従業員に関する規則」等の一部改正について（案）」

募集期間： 2023年6月20日（火）から2023年7月20日（木）17:00まで
所 管： 自主規制企画分科会
内 容： 「協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」報告書の提言に基づき、協会の役職員の情報漏えい等行為に対する処分の厳格化等について検討を行った。今般、当該検討の結果を踏まえ、顧客に関する情報に係る禁止行為を拡充することにより、顧客に関する情報のより一層の保護を図るため、「協会の従業員に関する規則」、「金融商品仲介業者に関する規則」及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

資料掲載 URL： <https://www.jsda.or.jp/about/public/bosyu/index.html>

パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

【項番2. に対するコメント】

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 規律審査部 宛

専用フォームの場合： <https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=83>

【項番3. に対するコメント】

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合： <https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=82>

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

項番1及び項番2：規律本部 規律審査部（TEL：03-6665-6778）

項番3：自主規制本部 自主規制企画部（TEL：03-6665-6769）